

コロナウイルス 2019 または Covid19 (Coronavirs Disease 2019: COVID 19)感染状況における、
知的財産局管轄の法律に基づく期限延長申請および手続に関する知的財産局告示

コロナウイルス 2019 または Covid19 (Coronavirs Disease 2019: COVID 19)の感染がタイを含む世界中の地域と国に急速に拡大し、多数の感染者および死者が出ている。また世界保健機関 (World Health Organization: WHO)は 2020 年 1 月 30 日、同ウイルス感染拡大が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern: PHEIC) であると宣言した。2020 年 2 月 26 日には保健省大臣が、コロナウイルス 2019 または Covid19 の監視、予防および統制を行うため、同ウイルスを仏暦 2558 年感染病法に基づく危険伝染病と宣言し、保健省は感染者、濃厚接触者および感染が拡大する国からの帰国者を統制する措置を定めた。この影響を受けた公衆は、申請書や出願書類の提出、またはその他手続を、仏暦 2522 年特許法およびその改正法、仏暦 2534 年商標法およびその改正法、仏暦 2543 年集積回路の回路図保護法、仏暦 2546 年地理的表示法が規定する期限内に行うことができない。

従って、仏暦 2539 年行政手続法第 66 条に基づき、知的財産局局長は以下の通り期限延長手続に関して告示を発出する。

1. 自身の誤りから生じた事態ではなく、コロナウイルス 2019 または Covid19 感染拡大による事態により、法律が規定する期限内に申請書や出願書類の提出またはいずれかの手続を行うことができない者は、期限を超過した手続を行うため期限延長申請をすることができる。
2. 前記 1 に基づく期限延長申請は、前述の事態により法律が規定する期限内に手続を行うことができなかったことを示した理由、必要性および証拠を、前述の事態の収束後 15 日以内に、知的財産局の担当官または地方商務局に示さなければならない。

仏暦 2563 年 3 月 24 日告示

(Mr. Tossapol Tungsubut)

知的財産局局長

コロナウィルス 2019 または Covid19 (Coronavirs Disease 2019: COVID 19)感染状況における知的財産局管轄の法律に基づく期限延長申請および手続に関する知的財産局告示に基づくガイドライン

仏暦 2539 年行政手続法第 66 条に基づき、自身の誤りから生じた事態ではなく、コロナウィルス 2019 または Covid19 感染拡大による事態により法律が規定する期限内に申請書や出願書類の提出または各種手続を行うことができない事態とみなし、知的財産局が、前述事態の収束後 15 日以内に知的財産局の担当官または地方商務局に申請書や出願書類の提出または各種手続の期限延長申請を行うことができることと定めたコロナウィルス 2019 または Covid19 (Coronavirs Disease 2019: COVID 19)感染状況における知的財産局管轄の法律に基づく期限延長申請および手続に関する知的財産局告示について、

前述の告示に基づく担当官の業務が整然と、効率的に、公正に行われ、また実効性を生み、前述の事態により影響を受けた公衆が最大の利益を得る目的を達成するため、登録官または当局担当職員は、以下のガイドラインに基づき手続をおこなう。

1. 期限延長申請書に附属する証拠書類の検討について、コロナウィルス 2019 または Covid19 (Coronavirs Disease 2019: COVID 19)感染状況における知的財産局管轄の法律に基づく期限延長申請および手続に関する知的財産局告示第 2 項に基づく権利を行使する者が感染者である、感染者の濃厚接触者である、感染が拡大する国からの帰国者である、または前述の事態による影響により申請書や出願書類の提出またはその他手続を行うことができないことを示した、期限延長申請書とともに提出する証拠書類の検討は、以下に示す証拠書類のいずれか、または複数の証拠書類により行うものとする。
 - (1) パスポートの写し
 - (2) 診断書または診断結果を示す書類の写し
 - (3) 影響を受けた場所における居住または所在を示す証拠
 - (4) 感染者である、感染者の濃厚接触者ある、または感染が拡大する国からの帰国者であることを示す証拠
 - (5) 自身がコロナウィルス 2019 または Covid19 の事態による影響を受けたことを示す証拠
 - (6) 事態の収束日を示す証拠

前記の事態により影響を受けた者が申請書や出願書類の提出手続またはその他手続を行うことができる、または政府からの発表があった、または事態が統制下にある、または影響を受けた者が事態は収束したことを確認する書面を作成するなどして、事態が収束した場合、場合に応じて事実から検討する。

2. 期限延長申請書および関連する証拠書類を検討し、コロナウィルス 2019 または Covid19 (Coronavirs Disease 2019: COVID 19)感染状況における知的財産局管轄の法律に基づく期限延長申請および手続に関する知的財産局告示第 2 項に基づく権利を行使する者が感染者である、感染者の濃厚接触者である、感染が拡大する国からの帰国者である、または前述の事態により、知的財産局に対して、期限延長申請者宛ての命令通知書を付した申請書や出願書類の提出またはその他手続を法律が規定する期限内に行うことができなかつたと認められるとき、
許可命令を発出する場合、期限延長申請者が申請書や出願書類の提出またはその他手続を行うための期限を許可書の受領日から 30 日と明記する。
期限延長を許可しない命令を発出する場合、登録官または当局担当職員は、命令に対する不服申立の権利と、前記登録官または当局担当職員に対する不服申立期限を命令受領日から 15 日以内であることを通知する。
 3. 命令の作成および命令の通知は、行政手続法に従うものとする。
-